

平成 21 年 6 月 22 日
在デトロイト総領事館

花火に関する注意喚起

現地校が夏休みに入り、海や山の行楽地のキャンプ場や湖畔でよく打ち上げ花火、ロケット花火や爆竹を使って盛り上がっているグループを見かけます。しかしミシガン州、オハイオ州ともに違法行為となりますので注意が必要です。以下に両州の花火に関する規則について簡単にご紹介します。

1. ミシガン州の規制

(1) 一般消費者が購入、使用可能な花火の種類

- ・ Flat paper caps (紙に付着した火薬でおもちゃの鉄砲や叩いて破裂させる物) で火薬量 0.25gr. (約 0.016 グラム) 未満の物
- ・ Toy noise makers (玩具鉄砲、かんしゃく玉等)
- ・ Sparklers (棒状の線香花火のような花火) で火薬容量 0.0125lbs 未満の物
- ・ 円錐状又は筒状の噴出花火
- ・ スネーク花火
- ・ 煙花火

(2) 許可なく販売、使用が禁止されている花火

上記を除く全ての花火、及び花火類似商品

違法例：大きな音がする爆竹等、打ち上げ花火等地上を離れる物、回転する物等

2. オハイオ州の規制

(1) 州法の規制が除外される花火 (一般消費者が購入、使用可能な花火の種類)

- ・ Sparklers (棒状の線香花火のような花火)
- ・ Trick noisemakers (かんしゃく玉のように火を使わない物)
- ・ Novelties (建物や動物等を模った花火)

(2) 許可なく使用が禁止されている花火

上記を除く全ての花火

(3) 花火の購入に関する規制

(ア) オハイオ州民には、48 時間以内に州外に持ち出すことを合意のうえで販売される。

(イ) オハイオ州民以外には、72 時間以内に州外に持ち出すことを合意のうえで販売される。

詳しくは下記をご参照ください。

○ ミシガン州警察の花火に関する注意事項 (CONSUMER ALERT)

http://www.michigan.gov/documents/ag/Fireworks_Consumer_Alert_240623_7.pdf

○ オハイオ州政府花火の注意

<http://www.odh.ohio.gov/features/odhfeatures/fireworks.aspx>

○ オハイオ州 Fireworks Fact Sheet (写真付きで判りやすくまとまっています、ミシガン州の方も参考としてください。)

http://www.com.state.oh.us/sfm/documents/Fireworksfactsheet09_000.pdf

各州の花火規制状況

<http://www.fireworksafety.com/laws.htm>